

監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
旭川大雪 圏東京事務所	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① フルカラー複合機の賃貸借に 係る支出において、国等の債権 債務等の金額の端数計算に関す る法律により、確定金額に1円 未満の端数があるときはその端 数を切り捨てて支払うべきとこ ろ、算出過程のモノクロ分とカ ラ一分のそれそれで端数を切り 捨てていた請求書を受理し、そ のまま支出していたため9月分 で1件1円過少に支出してい た。	契約相手方から聞き取った結 果、請求時の消費税込みでモノク ロとカラーのコピー料金を計算す ると、単価ごとに1円未満の端数 処理がされる仕様だった。 再発防止のためモノクロとカ ラーの消費税抜きの単価で計算 し、それを合算したものを確定額 として最後に1円未満の端数処理 を行って請求額とするよう依頼し た。 市においては、請求書の受領 後、単価や1円未満の端数処理に 誤りがないか担当職員でも計算 し、適正な請求額であるかを確認 している。	令和7年 2月14日

監査指摘事項の措置状況通知書

行財政改革推進部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
情報政策課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 物品の貸付けに係る収入調定について、4月1日付けで調定すべきところ、行われていないものがあった。	令和6年度中に調定済であるが、遅れた原因としては、課内のチェック体制が不十分であったことから、再発防止策として、既存の支出分のチェックリストに加え、収入分を追加し、複数名で確認することとした。	令和7年 3月7日

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
総務課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 行政財産の目的外使用許可に 係る収入調定について、4月1 日付けで調定すべきところ、行 われていないものがあった。	指摘事項である、4月1日付け で収入調定すべき使用料について は、失念を発見した時期である同 年11月27日に収入調定、翌月 23日の納入を確認している。 組織的な事務の管理が行き届か なかつたことに原因があると考え られることから、再発防止とし て、担当だけではない複数職員に おいてスケジュール管理すること とした。 なお、令和7年度分の処理につ いては、4月1日付けで収入調定 し、納付期限までに納められてい る。	令和6年 11月27日

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
市民生活課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 行政財産の目的外使用料等について、納期限までに納付されないため督促しなければならないところされておらず、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっているものがあった。	納付期限経過後に納付状況の確認が不十分であり、督促を行っていなかったことが原因である。 使用者であった法人が解散していたことから、清算人に電話連絡した上で、納付書を再発行して送付した（令和7年2月10日収入済）。 なお、使用物件については、別の者が引き続き使用する旨の申出があり、行政財産の目的外使用許可が行われていることから、今後は納付期限経過後速やかに納付状況を確認し、納付されていない場合には督促を行うこととした。	令和7年2月10日
地域活動推進課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 行政財産の目的外使用料等について、納期限までに納付されないため督促しなければならないところされておらず、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっているものがあった。	納付期限後に収入消込の確認が不十分であったため、督促業務を行っていなかったことが原因である。 令和7年1月24日に督促を行い、同月31日付けで収入済である。 行政財産の目的外使用料等について、督促漏れがないよう収入の消込業務の確認を行うとともに、管理表を作成し、改善を図った。	令和7年1月31日
地域活動推進課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ② 行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について、適用すべき燃料費等調整単価を誤ったことにより、1件1,588円の過大徴収となっているものがあった。	保冷庫及び冷凍庫設置に係る加算料金の算定において、燃料費等調整単価のうち市場価格調整単価を除いて計算していたことにより、過大徴収となった。 過徴収分は令和7年3月13日に還付済みである。 加算料金の算定等については、公有財産事務の手引等を確認するとともに、複数人でチェックを行うこととした。	令和7年3月13日

地域活動 推進課	<p>(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について、適用すべき燃料費等調整単価及び定格消費電力を誤ったことにより、1件1,400円の過大徴収となっているものがあった。</p>	<p>自動販売機設置に係る加算料金の算定において、燃料費等調整単価のうち市場価格調整単価を除いて計算していたこと及び申請と異なる型番の自動販売機が設置されていた結果誤った定格消費電力で計算していたことにより、過大徴収していた。</p> <p>令和7年2月14日に814円の減額調定を行い、3月21日に586円を還付済みである。</p> <p>加算料金の算定等については、公有財産事務の手引等を確認するとともに、複数人でチェックを行うこととした。</p>	令和7年 3月21日
-------------	---	--	---------------

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
指導監査課	(3) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 介護保険指定事業者等管理システムクラウド版サービスの利用契約において、一者特命随意契約で執行予定金額が40万円を超える場合には、福祉保険部競争入札等選考委員会の審議事項とされているにもかかわらず、その審議を経ないで事業者を選定していた。	福祉保険部競争入札等選考委員会の審議が必要な案件かどうかの確認不足により、審議を経ずに事業者を選定してしまった。 適正な事務処理を行うため、複数の職員で契約事務の手引や、競争入札等選考委員会設置要綱を確認することとし、選考委員会の審議を経て事業者を選定した。	令和7年3月6日
生活支援課	(3) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ② 物品の賃貸借に係る変更契約において、追加で物品を借り上げた後に契約手続を行っていた。	物価高騰重点支援給付金（7万円）及び福祉灯油購入助成金の業務開始による人員増に伴い、令和5年12月18日からロッカー1台を追加することとなつたが、同月19日の受付開始に向け他の契約業務や書類様式の検討など緊急的な業務が重なった状態の中、従前契約の終了前に物品の追加が発生した際に契約の変更が必要であることを事務担当者が失念しており、他の職員もそのことに気付くことができなかつた。 物品を借り上げる際には、速やかに契約手続を行い、事務担当者のみならず、複数人で借上げ期間等について確実な確認を徹底することとした。 また、担当者のみならず、決裁ラインにいる職員においても、添付書類を含めた起案内容について厳格に確認し、同様の事態を防ぐこととした。	令和7年4月1日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見・要望事項	考え方等
<p>① 行政財産の貸付けについて、納入通知書の送付が遅れたため、納入期限を契約書で定める期日以降に設定しているものがあったこと、賃貸借契約において、契約書や請書には賃貸借物件について仕様書に記載のとおりとされているが、仕様書の添付が漏れているものや仕様書の内容が契約の実態と整合がとれていないものがあったことなど、複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底し、適切な事務執行に努められたい。</p>	<p>【福祉保険課】 主務者が失念していたため納入通知書の送付が遅れてしまったことから、令和7年度の行政財産貸付に係る貸家料の請求については、年間の事務事業計画に記載し、係員全員が業務スケジュール上で確認できるようにした。</p> <p>【生活支援課】 賃貸借契約の不備については、前例の踏襲や担当者の不注意により発生し、決裁ライン上の職員も含めチェックが行き届いていなかったものである。 令和7年4月17日までに、締結日、仕様書及び請書の文言、仕様書の添付物について修正し、措置済みである。 契約手続における決裁過程において、事務担当者のみならず、決裁ラインにいる職員においても、仕様書の添付漏れや請書の記載誤り等について、厳格に確認し、同様の事態を防ぐこととした。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

健康保健部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
動物愛護センター	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 狂犬病予防手数料について、動物病院に対して発行する納付書に納期限を記載しておらず、催促なども行っていなかったため、数か月にわたり収入未済となっているものがあった。	納期限の設定が必要であるとの認識がなかったことが原因である。 次年度から契約書に納付書送付月の月末までの納期限を設定を行うこととした。 また、納期限までに納付されるよう納期限の間際には改めて通知を行うこととした。	令和7年4月1日
衛生検査課	(1) 収入に関する事務 [検討を要するもの] ① 大規模行事における臨時営業許可申請について、日付など記載すべき事項が記入されていないものが多数見られたことから、様式の変更等を含め適正な事務の在り方について検討されたい。	「收受印の日付」が「申請日」、「受理日」及び「起案日」であることから、申請日が未記載であっても、「收受印の日付」を「申請日」と見なして事務処理することが慣例化していたことが原因と考えられる。 申請書類への申請日等の記載漏れがないよう、今回の事案及び注意事項について、受付担当者・起案者・承認者等に周知を行い、申請時／決裁時の確認を徹底している。	令和6年12月27日
衛生検査課	(1) 収入に関する事務 [検討を要するもの] ② 行政処分の案件である決裁において、担当者が一人で代決しているものがあったが、意思決定に当たって適切さを欠く処理であることから、必ず複数人でチェックを行うなど、組織として適正な事務執行を図るよう検討されたい。	課長・係長が不在であったことから、起案者が課長・係長の代決をした。起案者とは別の係員の確認・承認を受けていたが、押印していなかった。起案・決裁の意義についての認識が不足していたことが原因と考えられる。 適正な事務執行を図るため、組織としての意思決定のための起案・決裁の意義について改めて周知徹底し、意思決定に当たっては複数人で内容を確認することとした。	令和6年12月27日

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
旭山動物園	(3) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 履行期間が約1年間で年度を超える物品の借入れについて、対象となる条件を満たしていないにもかかわらず、長期継続契約として契約を締結していた。	長期継続契約可能な物品の借入れについての認識を誤っていた。今後、契約事務を行う際には、旭川市契約事務取扱規則や契約事務の手引などにより要件を十分に確認するよう周知した。	令和7年3月31日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見・要望事項	考え方等
① 賃貸借契約において、予定価格書を施行前の決裁前の日付で作成しているものや、公表対象である入札等の結果をホームページに掲載していないもの、また、土地・建物の借上げについて、旭川市公有財産規則に定める協議や事務手続完了後の通知がなされていないものなど複数の不備が見受けられたため、事務処理に当たっては、決裁過程等でチェック機能が十分に働くよう徹底し、適切な事務執行に努められたい。	<p>【経済交流課】 決裁後の公表については、担当者の公表失念及び公表要否の認識不足が原因であったため、再度改めて公表が必要な基準について課内供覧等で周知するほか、決裁ラインにいた職員が決裁終了後に公表されているかのチェックを強化することで再発を防止することとした。</p> <p>【旭山動物園】 予定価格書の作成日の誤りや土地・建物の借上げ通知の欠如などについて、事務手続の要領や処理状況の確認が不足していた。 今後は職員各自に注意を促すとともに、各担当においても決裁過程等で複数人によるチェックを行うよう周知した。</p>
② 工業技術センターの機械等使用料及び試験検査等手数料は、旭川市工業技術センター条例では前納とし、市長が特別の事由があると認めたときに例外を認めているが、後納としたものについて理由の記載がなかったことから、承認決裁書類等へ明記されたい。	後納としたものについて理由を記載しなくとも特段の問題はないものと認識していたが、今回の意見を踏まえ、より適正な取扱いとするべく、申請書及び依頼試験申請書に理由を明記の上決裁を取ることに変更した。

監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見、要望等に対する考え方等】

意見・要望事項	考え方等
① 使用料及び貸付料の徴収事務において、4月1日付けで収入調定すべきところ遅れていたものや、収入調定の時期と納入通知書の送付が遅れたため、使用料等の納付が許可書等に定める納期限を過ぎているものが散見されたことから、事務処理に当たっては適正かつ遺漏のないよう努められたい。	長期貸付けについては、調定の時期が年度当初となっているため、市有林や21世紀の森敷地内の長期貸付について、4月1日に収入調定を起票した。また、貸付けしている者には納期限の20日前までに通知した。 引継ぎが悪く事務処理を失念していたことが原因であったことから、今後においては係全体で情報共有を図り、適正な事務処理に努めることとした
② 試掘井用地として個人から無償で借り上げている土地に関して、所有者と協議を行ったものの、書類を取り交わしていないかったことから、紛争を未然に防ぐためにも、権利関係等を書面により明らかにすることを徹底されたい。	施設の設置時に当時の土地所有者から書面により使用承諾を得ていた。新所有者と協議による承諾を得ていたが、指摘を踏まえ、新所有者と書類を取り交わした。 今後は、権利関係等を明確にするため、所有権の移転が判明した際には、書面により承諾を得ることとした。

監査指摘事項の措置状況通知書

建築部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
市営住宅課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 市営住宅敷地の目的外使用許可に係る使用料において、変更許可をしていたにもかかわらず、変更前の金額で収入調定したことにより、1件250円の過少徴収のものがあった。	過少徴収となっていた250円については、相手方に説明を行い、令和7年3月6日に納付された。また、行政財産目的外使用許可一覧表の変更漏れにより算定誤りが生じたことから、変更があるたびに随時更新を行い、今後の使用料算定の際に変更漏れが発生しないよう事務処理手順を定めた。	令和7年3月6日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見・要望事項	考え方等
① 市営住宅等の家賃決定通知書で個人別内訳欄の年間所得等を誤って表記していたものがあったほか、賃貸借契約において、入札等の執行通知で動産総合保険への加入を明記していないなかつたものや、契約保証金について、長期継続契約である場合は単年度換算額と表示すべきところを誤って契約金額としていたものがあったことから、いずれも市民等への通知書類であることを再認識し、事務のチェック体制の強化徹底を図られたい。	<p>【市営住宅課】 通知書類発送時の確認が不十分であったことから、複数人での発送書類の確認を徹底するようチェック体制の強化を図った。</p> <p>【公共建築課】 通知書類発送時の確認が不十分であったことから、複数人での発送書類の確認を徹底するようチェック体制の強化を図った。</p> <p>【設備課】 契約保証金に関する理解不足があったことから、契約課通知の「長期継続契約に係る事務の取扱いについて」を課内で周知し、契約保証金に関する理解を深め、今後誤りが起こらないようにした。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
公園みどり課	(4) 財産管理に関する事務 [検討を要するもの] ① 公園施設設置許可について、特に必要と認める理由が明らかでないにもかかわらず、申請書の提出が旭川市都市公園条例施行規則で定める期限を過ぎているものや、使用料を同規則で必要とする後納申請書を徴さずに後納の取扱いとしているもの及び調定の時期が許可をしたときから遅れているものが見受けられたことから、関係規定に基づく処理となるよう、事務手続の在り方を検討されたい。	申請時期の遅れにより、事務処理に遅れが生じたものがあり、改めて指定管理者に提出時期の説明を行うとともに、調定の時期も含め、施行規則に沿った事務処理が行われるよう指導した。 また、後納・分割申請については、申請書の記載欄に理由を明記するよう周知を行った。 今後の事務処理において記載内容を確認の上で判断を進めていく。	令和7年 8月31日

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和6年度（No.2）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【意見、要望等に対する考え方等】

意見・要望事項	考え方等
<p>(1) 団体に関する事項</p> <p>① 当団体の財務規程では、勘定科目は公益法人会計基準に準拠するものとされているが、字句の相違等が複数見受けられ、また、立替払について、「財務規程第18条第1項の取扱運用について」の中で取扱いを定めているが、当該条項は立替払を規定しておらず、加えて立替払ができる場合の理由付けが不十分であるといった不備が見受けられた。</p> <p>これらのこととは令和2年度に実施した監査においても指摘しているが、今回の監査実施時においても改善されていない状況である。指摘を受けた事項については、可能な限り速やかに措置を講ずるよう取り組まれたい。</p>	令和7年3月11日の理事会で財務規程を改正し、立替払を規定するとともに、「財務規程第18条第1項の取扱運用について」を改正し、立替払の取扱いを改善した。また、勘定科目の字句の相違等についても修正を行った。
<p>(1) 団体に関する事項</p> <p>② 事業報告書について、事業計画に記載された事業の執行経過等が把握できるよう記載するとともに、実施した事業の効果を検証し記載するなど内容の充実を図られたい。</p>	事業計画に沿って執行経過が分かるよう内容を整理し、従来記載が不足していた事業についても計画と対応する形で報告を記載するなど、記載内容を改善した。